

新型コロナ対応で露呈した「オンライン教育後進国」日本！

城所岩生 Iwao KIDOKORO

Keywords：新型コロナ、オンライン教育、ICT 活用教育、2018 年著作権法改正、授業目的公衆送信補償金

1 目的：

日本は著作権者の許諾がなくても公衆送信ができるようにする著作権法の規定の整備が諸外国に比べて遅れているため、オンライン教育後進国である。これを露呈したのが新型コロナ危機。1カ月の準備期間でオンライン授業を新学期に間に合わせた中国に比べ、休校期間が2カ月を超える連休明けの授業再開の目途すら立っていない現状を分析するとともに解決の糸口を探る。

2 方法：

文献調査（末尾の【主要参考文献】参照）および関係者へのききとり調査

3 調査・分析の結果：

各国の ICT 活用教育における「公衆送信」に関する権利制限規定の対象となる行為を比較すると（下表参照）、「授業における講義映像・音声、教材等の送信」は各国とも認められているが、日本は「当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して送信する場合のみ可能」とされている。つまり、サブ教室などでメイン教室と同時に授業を受ける場合のみ認められているにすぎない。これを諸外国なみに補償金を支払えば権利者の許諾なしに著作物の利用を認める著作権法改正が 2018 年に実現。新設した授業目的公衆送信補償金制度の補償金額の決定に時間を要することから施行までに 3 年の猶予期間があったが、権利者団体と教育機関の話し合いがまとまらず 2 年経過したところへコロナ問題が発生。急遽、施行を 1 年前倒しするとともに 20 年度は無償で利用を認める政令が公布された。21 年度以降の補償金額の決定は予断を許さない。授業目的公衆送信補償金制度を管理するために設立された「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（略称：SARTRAS）」が、権利者団体と利用者である教育機関の意見をきいて補償金の額を決め、文化庁長官の認可を受けて、はじめて補償金の額が決まるわけだが、権利者団体の強硬姿勢で意見のとりまとめに時間がかかっている。このため、SARTRAS は当初 20 年 10 月を予定していた運用開始を 21 年 4 月まで繰り延べることを決定。直後にコロナ問題が浮上したため、20 年度については無償での利用を認めることが緊急避難的に決まった。こうした経緯から補償金額の決定が 21 年度に間に合う保障はない。

	日本	英国	米国	オーストラリア	韓国	フランス	ドイツ
授業における講義映像・音声、教材等の送信	△	○	○	○	○	○	○

○：著作物の公衆送信が権利制限の対象となる △：一定の場合において著作物の公衆送信が権利制限の対象となる

出所：文末【主要参考文献】をもとに筆者作成。

4 結論：

諸外国なみに補償金の支払いを前提に著作物のオンライン教育利用を認める著作権法改正が 2018 年に実現したが、補償金額の決定に時間を要している。コロナ危機を背景に 20 年度は無償利用を認める緊急避難でしのいだが、21 年度に入っても補償金額が決まらない最悪の事態は避けるべく、関係者にはこの国難の時代に「小異を捨てて大同につく」姿勢が望まれる。

【主要参考文献】平成 26 年度文化庁委託事業「情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究事業」『ICT 活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書』